

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

埼玉県	
市区町村数	63

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
				47	48	42				63							
11	100	さいたま市	人権政策・男女共同参画課	1	1	1	1	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月14日	2003年4月1日	第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
11	201	川越市	男女共同参画課	1	1	1	1	川越市男女共同参画推進条例	2001年12月21日	2001年12月21日	第六次川越市男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1	
11	202	熊谷市	男女共同参画室	1	1	1	1	熊谷市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日	第2次熊谷市男女共同参画推進計画「まがや男女共同参画推進プラン 改訂版」	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
11	203	川口市	協働推進課	1	2	1	1	川口市男女共同参画推進条例	2012年3月27日	2012年4月1日	第3次川口市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1	
11	206	行田市	総務部 人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	行田市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日	第4次ぎょうだ男女共同参画プラン	2023年4月	~	2033年3月	1	1	
11	207	秩父市	市民生活課	1	2	2	2			2	2022デュエットプランちちぶ(秩父市男女共同参画計画)	2023年2月	~	2027年3月	1	1	
11	208	所沢市	企画総務課 男女共同参画室	1	1	1	1	所沢市男女共同参画推進条例	2004年9月24日	2005年1月1日	第4次所沢市男女共同参画計画	2019年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
11	209	飯能市	自治振興課	1	2	1	1	飯能市男女共同参画推進条例	2015年12月18日	2016年4月1日	第6次飯能市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
11	210	加須市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	加須市男女共同参画推進条例	2011年7月7日	2011年7月7日	第2次加須市男女共同参画基本計画「加須市男女共同参画プラン」	2022年4月	~	2031年3月	1	1	
11	211	本庄市	市民活動推進課	1	2	1	1			2	第4次本庄市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
11	212	東松山市	人権市民相談課	1	2	1	1	東松山市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日	第5次ひがしまつやま共生プラン(東松山市男女共同参画基本計画、東松山市女性活躍推進計画、東松山市DV防止基本計画)	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
11	214	春日部市	埼玉県春日部市人権共生課	1	2	1	1	春日部市男女共同参画推進条例	2006年12月18日	2007年4月1日	かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)	2023年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
11	215	狭山市	市民相談課 男女共同参画センター	1	2	1	1	狭山市男女共同参画推進条例	2015年6月29日	2015年6月29日	第5次狭山市男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
11	216	羽生市	人権推進課	1	2	1	1	羽生市男女共同参画推進条例	2023年3月27日	2023年4月1日	第3次羽生市男女共同参画基本計画はにゅう男女共同参画プラン	2019年4月	~	2029年3月	1	1	
11	217	鴻巣市	やさしさ支援課	1	2	1	1	鴻巣市男女共同参画推進条例	2011年12月27日	2012年3月10日	こうのす男女共同参画プラン	2020年4月	~	2028年3月	1	1	
11	218	深谷市	人権政策課	1	2	1	1	深谷市男女共同参画推進条例	2014年9月30日	2015年1月1日	第4次深谷市男女共同参画プラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1	
11	219	上尾市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	上尾市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日	第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～	2021年4月	~	2026年3月	1	1	
11	221	草加市	人権共生課	1	2	1	1	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	2004年9月17日	2004年10月1日	草加市男女共同参画プラン2021	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
11	222	越谷市	人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	越谷市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年7月1日	第4次越谷市男女共同参画計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1	
11	223	蕨市	市民協働課	1	2	1	1	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	2003年3月27日	2003年6月1日	蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第3次)	2024年4月1日	~	2034年3月31日	1	1	

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属事務所掌			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有					
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
11 224	戸田市	協働推進課	1 2	1	1	戸田市男女共同参画推進条例	2016年9月30日	2016年10月1日		第五次戸田市男女共同参画計画改定版	2024年4月	~	2029年3月	1	1		
11 225	入間市	人権推進課	1 2	2	1	入間市男女共同参画推進条例	2010年3月29日	2010年4月1日		第5次いるま男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
11 227	朝霞市	人権庶務課	1 2	1	1	朝霞市男女平等推進条例	2003年3月24日	2003年4月1日		第2次朝霞市男女平等推進行動計画	2016年4月	~	2026年3月	1	1		
11 228	志木市	人権推進室	1 2	1	1	志木市男女共同参画推進条例	2002年6月24日	2002年7月1日		第6次志木市男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
11 229	和光市	企画人権課	1 2	1	1	和光市男女共同参画推進条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第4次和光市行動計画 男女共同参画わくらプラン	2021年4月	~	2031年3月	1	1		
11 230	新座市	人権推進室	1 2	2	1	新座市男女共同参画推進条例	2000年6月15日	2000年7月1日		第4次にいざ男女共同参画プラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1		
11 231	桶川市	人権・男女共同参画課	1 2	1	1	桶川市男女共同参画推進条例	2002年3月28日	2002年4月1日		桶川市第五次男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1		
11 232	久喜市	人権推進課	1 2	1	1	久喜市男女共同参画を推進する条例	2010年9月30日	2010年9月30日		第3次久喜市男女共同参画行動計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1		
11 233	北本市	総務部人権推進課	1 2	1	1	北本市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年7月1日		第六次北本市男女行動計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
11 234	八潮市	人権・男女共同参画課	1 2	1	1	八潮市男女共同参画推進条例	2003年12月25日	2004年4月1日		第4次八潮市男女共同参画プラン	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1		
11 235	富士見市	人権・市民相談課	1 2	1	1	富士見市男女共同参画推進条例	2008年6月13日	2008年7月1日		富士見市男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月	~	2031年3月	1	1		
11 237	三郷市	人権・男女共同参画課	1 2	1	1	三郷市男女共同参画社会づくり条例	2006年9月27日	2007年1月1日		第5次みさと男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
11 238	蓮田市	庶務課	1 2	1	2				2	はすだ男女共生プラン2025	2016年4月	~	2026年3月	1	1		
11 239	坂戸市	人権推進課	1 2	1	1	坂戸市男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日		第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
11 240	幸手市	人権推進課	1 2	1	1	幸手市男女共同参画を推進する条例	2017年3月17日	2017年6月1日		第5次幸手市男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
11 241	鶴ヶ島市	政策推進課	1 2	1	1	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	2010年3月24日	2010年4月1日		つるがしま男女共同参画推進プラン(第6次)	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
11 242	日高市	総務課	1 2	1	1	日高市男女共同参画推進条例	2016年12月22日	2017年1月1日		第5次日高市男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
11 243	吉川市	市民参加推進課	1 2	1	1	吉川市男女共同参画推進条例	2003年12月18日	2004年4月1日		第4次吉川市男女共同参画基本計画	2022/4/1	~	2032年3月	1	1		
11 245	ふじみ野市	市民総合相談室	1 2	1	1	ふじみ野市男女共同参画推進条例	2015年6月23日	2015年10月1日		ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画	2018年4月	~	2031年3月	1	1		
11 246	白岡市	地域振興課	1 2	1	1	白岡市男女共同参画推進条例	2023年3月28日	2023年4月1日		第5次白岡市男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
11 301	伊奈町	人権推進課	1 2	1	1				4	第3次伊奈町男女共同参画プラン	2022年4月	~	2032年3月	1	1		
11 324	三芳町	総務課	1 2	1	2				4	みよし男女共同参画プラン	2024年4月	~	2032年3月	1	1		
11 326	毛呂山町	総務課	1 2	2	1				4	第四次もろやま男女共同参画プラン	2025年4月	~	2035年3月	1	1		
11 327	越生町	総務課	1 2	1	2				4	越生町男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
11 341	滑川町	総務政策課	1 2	2	1				4	第3次滑川町パートナーシッププラン	2022年4月	~	2032年3月	1	1		
11 342	嵐山町	地域支援課	1 2	2	1	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	2004年3月9日	2004年4月1日		第4次嵐山町男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
11 343	小川町	総務課	1 2	1	1				4	おがわ男女共同参画推進プラン(第4次)	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
11 346	川島町	総務課	1 2	2	1	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	2013年3月29日	2013年4月1日		第2次川島町男女共同参画推進計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1		

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
		担当課(室)名	所属			の有無	連絡会議			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有					
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
11	347 吉見町	自治財政課人権政策室	1 2	2	2	の有無	連絡会議				4	第四次吉見町男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2034年3月31日	1	1	
11	348 鳩山町	総務課	1 2	1	1	の有無	連絡会議				4	第5次鳩山町男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
11	349 ときがわ町	総務課	1 2	2	2	の有無	連絡会議				4	第3次ときがわ町男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
11	361 横瀬町	総務課	1 2	1	2	の有無	連絡会議	横瀬町男女共同参画推進条例	2023年6月14日	2023年7月1日		第4次横瀬町男女共同参画プラン	2024年4月	~	2028年3月	1	1	
11	362 皆野町	総務課	1 2	2	2	の有無	連絡会議				2	第3次皆野町男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
11	363 長瀬町	総務課	1 2	2	2	の有無	連絡会議				4	第4次長瀬町男女共同参画プラン	2025年度	~	2030年度	1	1	
11	365 小鹿野町	総務課	1 2	2	2	の有無	連絡会議				4	第2次小鹿野町男女共同参画計画	2019年4月	~	2029年3月	1	1	
11	369 東秩父村	総務課	1 1	2	2	の有無	連絡会議				4	みんなで共に創る元気村ひがしちちぶ	2021年4月	~	2029年3月	1	1	
11	381 美里町	総務課 介護福祉課	1 2	2	2	の有無	連絡会議				4	美里町男女共同参画推進プラン	2022.4.1	~	2027.3.31	1	1	
11	383 神川町	総務課	1 2	2	2	の有無	連絡会議				4	神川町男女共同参画プラン	2023年4月	~	2033年3月	1	1	
11	385 上里町	子育て共生課	1 2	1	1	の有無	連絡会議	上里町男女がともに輝く町づくり条例	2003年5月1日	2003年6月1日		第4次かみさと男女共同参画推進プラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1	
11	408 寄居町	人権推進課	1 2	1	1	の有無	連絡会議				4	寄居町男女共同参画推進プラン2020	2020年4月	~	2029年3月	1	1	
11	442 宮代町	総務課人権推進室	1 2	2	2	の有無	連絡会議				4	第3次宮代町男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
11	464 杉戸町	人権・男女共同参画推進課	1 1	1	2	の有無	連絡会議				3	すぎと男女共同参画プラン(第5次)	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
11	465 松伏町	企画財政課	1 2	1	1	の有無	連絡会議	松伏町男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2004年4月1日		松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン(第6版)」	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属
1 首長部局
2 教育委員会

庁内連絡会議

1 有
2 無

事務所掌

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮詢機関

1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す検討中
- 2 2026年度以降の制定を目指す検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない
- 3 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
- 4 単独計画として策定
- 5 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

埼玉県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体							
		問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所		電話番号	FAX番号	ホームページ			施設管理		事業運営			
		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	単独	複合	直営	指定管理者	直営	その他		
	22									6	16	14	8	0	17	3	1
11 100	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	パートナーシップさいたま	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階	048-642-8107	048-643-5801	https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/002/index.html		○		○		○			
11 100	さいたま市	男女共同参画相談室		330-0071	さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階	048-711-5739	048-711-8904	https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/002/006/index.html		○		○		○			
11 201	川越市	川越市男女共同参画推進施設		350-1124	川越市新宿町1-17-17	049-249-3777	049-249-1180	https://www.westa-kawagoe.jp		○	○				○		
11 202	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター	ハートピア	360-0037	埼玉県熊谷市筑波三丁目202番地 ティアラ21 4階	048-599-0011	048-599-0012	https://www.city.kumagaya.lg.jp/shisetsu/kurashi/danjokyodosankaku.html		○	○			○			
11 203	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設		332-0015	川口市川口1-1-1キュボ・ラ本館棟M4階	048-227-7605	048-226-7718	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/8/index.html		○	○						
11 206	行田市	行田市男女共同参画推進センター	VIVAぎょうだ	361-0032	行田市佐間3丁目23番6号	048-556-9301	048-556-9310	https://www.city.gyoda.lg.jp/gyoseijoho/danjokyodo/index.html		○	○			○			
11 207	秩父市																
11 208	所沢市	所沢市男女共同参画推進センターふらっと	ふらっと	359-1122	埼玉県所沢市寿町27-7 コンセールタワー所沢2階	04-2921-2220	04-2921-2270	https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetsu/bunka/flat/index.html		○	○			○			
11 209	飯能市																
11 210	加須市	加須市女性センター		347-0055	加須市中央2-4-17	0480-62-1111	0480-62-5981	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/kyoudou_suishin/shisetsu/shiminplazakazo/4914.html		○	○			○			
11 211	本庄市																
11 212	東松山市																
11 214	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター	ハーモニー春日部	344-0063	埼玉県春日部市緑町三丁目3番17号	048-731-3333	048-733-0071	https://harmony.kasukabe-center.jp/		○		○			○		
11 215	狭山市	狭山市男女共同参画センター		350-1305	狭山市入間川1丁目3番1号	04-2937-3617	04-2937-3616	https://www.city.sayama.saitama.jp		○		○		○			
11 216	羽生市	羽生市男女共同参画推進センター	PURPLE羽生	348-0058	羽生市中央3-7-5 羽生市民プラザ	048-561-1681	048-562-1889	https://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2020052500035/		○	○			○			
11 217	鴻巣市																
11 218	深谷市																
11 219	上尾市	上尾市男女共同参画推進センター		362-0014	埼玉県上尾市本町1-1-2	048-778-5111	048-778-5112	https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s209500/		○	○			○			

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)														
		問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
11	221 草加市	草加市文化会館 図書資料室	男女共同参画さわやかサロン	340-0013	草加市松江1-1-5 草加市文化会館内	048-931-9325	048-936-4690	https://soka-bunka.jp/publics/index/23/	<input type="radio"/>							
11	222 越谷市	越谷市男女共同参画支援センター	ほっと越谷	343-0025	埼玉県越谷市大沢3-6-1 パルテきたこし3階	048-970-7411	048-970-7412	https://hot.koshigaya-center.jp/	<input type="radio"/>							
11	223 蕨市															
11	224 戸田市	上戸田地域交流センター	あいパル	335-0022	埼玉県戸田市上戸田2-21-1	048-229-3133	048-229-3996	https://www.ipal-friendship.net/	<input type="radio"/>							
11	225 入間市	入間市男女共同参画推進センター		3580003	入間市豊岡4-2-2	04-2964-2536	04-2964-2539	https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/jinkensuishinka/danzyosenta/index.html	<input type="radio"/>							
11	227 朝霞市	朝霞市女性センター	それいゆぶらざ	351-0016	埼玉県朝霞市青葉台1-7-1	048-463-2697	048-463-0524	https://www.city.asaka.lg.jp/	<input type="radio"/>							
11	228 志木市															
11	229 和光市															
11	230 新座市															
11	231 桶川市	桶川市男女共同参画コーナー	アソシエ	363-8501	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	048-788-4907	048-787-5409	https://www.city.okegawa.lg.jp	<input type="radio"/>							
11	232 久喜市															
11	233 北本市															
11	234 八潮市	男女共同参画支援センター	八潮女性サロン	340-0822	埼玉県八潮市大瀬1-1-1マイヌループ1F八潮駅前出張所	048-996-2159	048-995-7367	https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/jinken_danjo/danjok_yodo/saron.html	<input type="radio"/>							
11	235 富士見市															
11	237 三郷市															
11	238 莲田市															
11	239 坂戸市	坂戸市勤労女性センター	Lieben(リーベン)	350-0214	坂戸市千代田1-1-22	049-281-3595	049-283-1640	https://www.city.sakado.lg.jp	<input type="radio"/>							
11	240 幸手市															
11	241 鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	ハーモニー	350-2213	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1922番地7	049-287-4755	049-271-5297	https://www.city.tsurugashi.ma.lg.jp/page/page000338.html	<input type="radio"/>							
11	242 日高市															
11	243 吉川市															
11	245 ふじみ野市															
11	246 白岡市															
11	301 伊奈町															
11	324 三芳町															
11	326 毛呂山町															
11	327 越生町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体						
			問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
11	341	滑川町															
11	342	嵐山町															
11	343	小川町															
11	346	川島町															
11	347	吉見町															
11	348	鳩山町															
11	349	ときがわ町															
11	361	横瀬町															
11	362	皆野町															
11	363	長瀬町															
11	365	小鹿野町															
11	369	東秩父村															
11	381	美里町															
11	383	神川町															
11	385	上里町	上里町男女共同参画推進センター	ウイズ・ユー上里	369-0306	埼玉県児玉郡上里町大字七本木393番地	0495-35-1357	0495-34-2523	http://www.town.kamisato.saitama.jp/1527.htm	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
11	408	寄居町															
11	442	宮代町															
11	464	杉戸町															
11	465	松伏町															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

埼玉県

都道府県コード	市町村名	市町区名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																	
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理	その他
11	22				18		36				9	19	19	20	2	4	0	19	3	
11	100	さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	2004年5月1日	○		○	7	3	7,915	○	○	○	○	○	○	○	会議室の貸出、市民企画講座実施団体への補助		
11	100	さいたま市	男女共同参画相談室	2018年4月1日	○		○	6	9	5,670			○							
11	201	川越市	川越市男女共同参画推進施設	2015年4月1日	○		○	0	0	3,000		○	○				○			
11	202	熊谷市	熊谷市男女共同参画推進センター	2005年4月1日	○		○	4	2	3,778	○	○	○	○			○			
11	203	川口市	川口市男女共同参画活動拠点施設	2018年4月1日		川口市男女共同参画活動拠点施設設置及び管理に関する要綱	○	4		8,828	○	○	○	○			○			
11	206	行田市	行田市男女共同参画推進センター	2007年4月1日	○		○	3	1	2,473	○	○	○	○	○	○	○			
11	207	秩父市					○													
11	208	所沢市	所沢市男女共同参画推進センターふらっと	1995年4月11日	○		○	2	2	15,312	○	○	○				○	ふらっと利用登録団体会議及び活動、講座講師に市内企業やNPO法人を積極的に登用		
11	209	飯能市																		
11	210	加須市	加須市女性センター	2004年11月7日	○		○	0	0	9,121	○	○	○	○	○	○	○			
11	211	本庄市																		
11	212	東松山市					○													
11	214	春日部市	春日部市男女共同参画推進センター	1999年12月4日	○		○	5	1	21,430	○	○	○				○	ハーモニーフェスタ、登録団体の集い		
11	215	狭山市	狭山市男女共同参画センター	2012年7月18日		狭山市行政組織規則			2	1	5,695	○	○	○			○	保育サービス事業(育児中の保護者の社会参加支援)		
11	216	羽生市	羽生市男女共同参画推進センター	2023年4月1日		羽生市男女共同参画推進センター設置規程			2	1	3,239	○	○	○			○			
11	217	鴻巣市																		
11	218	深谷市					○													
11	219	上尾市	上尾市男女共同参画推進センター	2001年6月1日	○		○	1	4	4,496	○	○	○	○			○			
11	221	草加市	草加市文化会館 図書資料室	2000年8月1日	○				2	149	○	○	○			○				
11	222	越谷市	越谷市男女共同参画支援センター	2001年7月6日	○		○	2	8	7,482	○	○	○		○	○	○	企業と共に催し、性と生殖に関する健康と権利についての講座を実施		
11	223	蕨市					○													
11	224	戸田市	上戸田地域交流センター	2015年9月1日	○		○	14	23	762	○	○	○			○		Pink Ribbon × Hula 乳がんについての情報提供、Todaママフェスタ、あいパルフェスタ、ボランティア活動の支援		
11	225	入間市	入間市男女共同参画推進センター	2004年4月1日	○		○	5	0	6,897	○	○	○	○	○	○	○			
11	227	朝霞市	朝霞市女性センター	2013年1月1日	○		○	4	9	10,383	○	○	○	○			○			
11	228	志木市					○													
11	229	和光市					○													

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)																	
		問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17		問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)	1連携・協働		2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理	その他
11	230 新座市																		
11	231 桶川市	桶川市男女共同参画コーナー	2018年5月7日		桶川市男女共同参画コーナーアソシエ運営要綱			4	1	88	○				○			○	交流スペースの提供
11	232 久喜市																		
11	233 北本市						○												
11	234 八潮市	男女共同参画支援センター	2008年4月1日	○										○					おしゃべりできる場の提供
11	235 富士見市						○												
11	237 三郷市						○												
11	238 蓼田市																		
11	239 坂戸市	坂戸市勤労女性センター	1972年5月1日	○			○	4		3,450	○	○	○	○			○		施設貸館
11	240 幸手市																		
11	241 鶴ヶ島市	鶴ヶ島市女性センター	1988年4月1日	○			○	2	2	2,837	○	○	○	○			○		男女共同参画に関する学習団体の活動支援、施設貸出
11	242 日高市						○												
11	243 吉川市						○												
11	245 ふじみ野市						○												
11	246 白岡市																		
11	301 伊奈町						○												
11	324 三芳町						○												
11	326 毛呂山町																		
11	327 越生町																		
11	341 滑川町																		
11	342 嵐山町						○												
11	343 小川町						○												
11	346 川島町																		
11	347 吉見町																		
11	348 鳩山町						○												
11	349 ときがわ町						○												
11	361 横瀬町																		
11	362 皆野町																		
11	363 長瀬町																		
11	365 小鹿野町																		
11	369 東秩父村																		
11	381 美里町																		
11	383 神川町																		
11	385 上里町	上里町男女共同参画推進センター	1999年7月1日	○			○	1	1	5,834	○	○	○			○			女性団体連絡協議会を組織、各種研修会への参加等の交流促進
11	408 寄居町																		
11	442 宮代町																		
11	464 杉戸町																		
11	465 松伏町																		

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

埼玉県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)			
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			8			40	6	15.0	43	0	0.0	23	1	4.3	23	0	0.0	6,892	460	6.7
11	100	さいたま市				1	0	0.0	3	0	0.0							858	92	10.7
11	201	川越市				1	1	100.0	2	0	0.0							290	18	6.2
11	202	熊谷市	2006年7月1日	熊谷市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							362	19	5.2
11	203	川口市				1	0	0.0	2	0	0.0							229	13	5.7
11	206	行田市				1	1	100.0	1	0	0.0							180	10	5.6
11	207	秩父市				1	0	0.0	1	0	0.0							80	0	0.0
11	208	所沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							275	29	10.5
11	209	飯能市				1	0	0.0	1	0	0.0							134	5	3.7
11	210	加須市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	3	1.7
11	211	本庄市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	0	0.0
11	212	東松山市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	2	1.7
11	214	春日部市				1	0	0.0	1	0	0.0							198	17	8.6
11	215	狭山市				1	0	0.0	1	0	0.0							117	3	2.6
11	216	羽生市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	0	0.0
11	217	鴻巣市	2012年3月10日	鴻巣市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							232	23	9.9
11	218	深谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							195	3	1.5
11	219	上尾市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	5	4.4
11	221	草加市				1	1	100.0	1	0	0.0							119	8	6.7
11	222	越谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							376	23	6.1
11	223	蕨市				1	0	0.0	0	0	0.0							37	3	8.1
11	224	戸田市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	3	6.4
11	225	入間市	2003年11月16日	入間市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							118	6	5.1
11	227	朝霞市				1	1	100.0	1	0	0.0							80	13	16.3
11	228	志木市				1	0	0.0	1	0	0.0							38	2	5.3
11	229	和光市				1	1	100.0	0	0	0.0									
11	230	新座市	2001年11月1日	新座市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							62	9	14.5
11	231	桶川市	1998年12月18日	桶川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							77	3	3.9
11	232	久喜市				1	0	0.0	1	0	0.0							257	19	7.4
11	233	北本市	2006年11月19日	北本市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							111	8	7.2
11	234	八潮市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	2	4.5
11	235	富士見市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	3	5.5
11	237	三郷市				1	0	0.0	2	0	0.0							126	8	6.3
11	238	蓮田市				1	1	100.0	1	0	0.0							89	6	6.7
11	239	坂戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							154	11	7.1
11	240	幸手市				1	0	0.0	0	0	0.0							104	12	11.5
11	241	鶴ヶ島市				1	0	0.0	1	0	0.0							78	8	10.3
11	242	日高市				1	0	0.0	1	0	0.0							78	4	5.1
11	243	吉川市				1	0	0.0	1	0	0.0							95	5	5.3
11	245	ふじみ野市				1	0	0.0	1	0	0.0							58	8	13.8
11	246	白岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							45	2	4.4
11	301	伊奈町													1	0	0.0	1	0	0.0
															1	0	0.0	1	0	0.0
																22	2	9.1		

都道府県コード	市区町村名	市區町村	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)																
			問7-1				首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)																
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
11	324	三芳町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0			
11	326	毛呂山町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	15	22.1			
11	327	越生町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	1	3.4			
11	341	滑川町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7			
11	342	嵐山町	2003年6月3日	嵐山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9			
11	343	小川町										1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0			
11	346	川島町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	6	7.6			
11	347	吉見町										1	0	0.0	1	0	0.0						
11	348	鳩山町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1			
11	349	ときがわ町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0			
11	361	横瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0			
11	362	皆野町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0			
11	363	長瀞町										1	1	100.0	1	0	0.0	27	0	0.0			
11	365	小鹿野町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0			
11	369	東秩父村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	1	4.8			
11	381	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0			
11	383	神川町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0			
11	385	上里町	2001年11月3日	上里町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	92	4	4.3			
11	408	寄居町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	1.5			
11	442	宮代町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	4	5.3			
11	464	杉戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	4	8.9			
11	465	松伏町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	10	12.8			

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

埼玉県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード							
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																							
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他						
					2,639	2,315	33,148	10,325	31.1		2,181	1,981	29,218	9,043	31.0	366	228	2,020	394	19.5	2,039	249	12.2	2,067	253	12.2									
	小計										2,172	1,972	28,832	8,885	30.8	361	225	2,005	391	19.5															
11	100 さいたま市	42.0	2029年3月		177	173	2,403	878	36.5	①地方自治法(昭和22年法律第67条)第138条の4第3項の規定により設置される附属機関 ②各種団体の代表者、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市の行政に反映させることを目的として、要綱等により設置される協議会等		106	105	1,688	595	35.2	6	6	114	18	15.8	80	8	10.0	81	8	9.9	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日		
11	201 川越市	40.0	2026年3月		64	60	929	288	31.0	法律又は条例により設置されている附属機関	65	61	950	297	31.3	6	3	32	6	18.8	40	4	10.0	41	5	12.2	1		1		1				
11	202 熊谷市	40.0	2029年3月		52	46	552	151	27.4	法律又は条例により設置されている附属機関並びに法律により設置されている委員会及び委員	46	42	517	145	28.0	6	4	35	6	17.1	49	5	10.2	50	5	10.0	1		1		1				
11	203 川口市	35.0	2026年3月		181	169	2,345	663	28.3		175	165	2,315	655	28.3	6	4	30	8	26.7	62	5	8.1	63	5	7.9	1		1		1				
11	206 行田市	40.0	2033年3月		49	41	596	177	29.7	行政委員会、付属機関、協議会(休会中で委員を構成していないものを除く)	35	32	492	146	29.7	6	4	30	5	16.7	36	1	2.8	37	2	5.4	1		1		1				
11	207 秩父市				0	0	0	0			27	24	362	72	19.9	6	4	44	8	18.2	48	4	8.3	49	4	8.2	1		1		1				
11	208 所沢市	40.0	2028年3月		67	63	903	280	31.0	法律、条例、要綱により設置されている審議会等	67	63	904	280	31.0	6	5	34	7	20.6	46	5	10.9	47	5	10.6	2	2025年4月30日	2	2025年4月30日	1	2025年4月30日			
11	209 飯能市	30.0	2028年3月		46	38	512	137	26.8		40	34	477	132	27.7	6	4	35	5	14.3	52	5	9.6	53	5	9.4	1		1		1				
11	210 加須市	40.0	2026年3月	2029年3月までに40%	34	32	502	167	33.3	法律、政令、条例等により設置されている審議会等	27	27	455	152	33.4	6	4	32	5	15.6	53	9	17.0	54	9	16.7	1		1		1				
11	211 本庄市	30.0	2028年3月		35	31	478	119	24.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	35	31	478	119	24.9	6	5	57	8	14.0	37	3	8.1	38	3	7.9	1		1		1				
11	212 東松山市	30.0	2026年3月		61	55	790	258	32.7	・地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 ・条例・規則等により設置されている懇談会、会議等	48	42	516	146	28.3	5	4	24	7	29.2	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1		1				
11	214 春日部市	40.0	2027年3月		65	59	820	276	33.7	法令及び要綱等により設置されている審議会、協議会等	23	21	348	88	25.3	6	3	36	5	13.9	33	4	12.1	34	4	11.8	1		1		1				
11	215 狹山市	40.0	2027年3月		43	39	552	188	34.1	法律、条例により設置されている審議会等(付属機関)	43	39	552	188	34.1	6	5	30	9	30.0	36	6	16.7	37	6	16.2	1		1		1				
11	216 羽生市	40.0	2029年3月		51	45	708	205	29.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等	45	41	681	201	29.5	6	4	27	4	14.8	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1				
11	217 鴻巣市	35.0	2028年3月		43	35	756	222	29.4	地方自治法第138条の4第3項に規定する市の執行機関の附属機関	43	35	756	222	29.4	5	4	26	6	23.1	40	6	15.0	41	6	14.6	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	1	2025年6月1日			
11	218 深谷市	30.0	2028年3月		45	38	689	170	24.7		30	27	549	147	26.8	5	2	16	4	25.0	50	3	6.0	51	3	5.9	1		1		1				
11	219 上尾市	40.0	2026年3月	地方自治法180条の5に基づき設置されている委員会等(行政委員会)、地方自治法202条の3や法令・条例により設置されている審議会等(付属機関)、要綱等により設置されている懇談会・会議等	66	62	813	268	33.0		50	47	654	228	34.9	6	6	37	9	24.3	32	2	6.3	33	2	6.1	1		1		1				
11	221 草加市	40.0	2026年3月		61	55	716	239	33.4	法律、政令、条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等	41	37	509	159	31.2	6	3	32	7	21.9	34	3	8.8	35	4	11.4	1		1		1				
11	222 越谷市	35.0	2031年3月		70	61	1,236	438	35.4	・法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) ・法律または条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3) ・規則・要綱・要領等により設置されている委員会等	60	54	1,145	414	36.2	6	3	45	7	15.6	39	6	15.4	40	6	15.0	1		1		1				
11	223 蕨市</																																		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード									
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)																	
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女性 委 員 数	うち 女性 委 員 数		性 別 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女性 委 員 数	うち 女性 委 員 数	性 別 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委 員 数	うち 女性 委 員 数	性 別 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委 員 数	性 別 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委 員 数	性 別 比 率 (%)							
11 224 戸田市	40.0	2028年3月		54	44	557	164	29.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	47	40	540	159	29.4	5	4	17	5	29.4	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1	1	
11 225 入間市	35.0	2027年3月		45	41	753	256	34.0	法律又は条例等の定めるところにより設置する審議会等	45	41	753	256	34.0	6	4	36	6	16.7	37	10	27.0	38	10	26.3	1		1	1	
11 227 朝霞市	70.0	2026年3月	各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	57	54	769	251	32.6	法律又は政令により設置されている審議会等、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	57	54	769	251	32.6	6	5	37	10	27.0	38	3	7.9	39	3	7.7	1		1	1	
11 228 志木市	40.0	2026年3月	・「市議会議長」など条例で定めた特定の委員がいるため。 ・専門知識を有する委員に該当する女性がない場合があるため。	28	21	284	79	27.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等	15	13	207	60	29.0	6	4	29	6	20.7	34	5	14.7	35	5	14.3	1		1	1	
11 229 和光市	50.0	2031年3月		25	24	294	95	32.3	地方自治法第202条の3	25	24	294	95	32.3	6	5	28	9	32.1	32	8	25.0	33	9	27.3	1		1	1	
11 230 新座市	40.0	2028年3月	第4次にいざ男女共同参画プランで、引き継ぎ目標として登用状況の確認を行っていく。	50	41	648	241	37.2	法令又は条例の規定により設置されている会議等	44	38	618	236	38.2	6	3	30	5	16.7	44	11	25.0	45	11	24.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2025年3月31日
11 231 桶川市	40.0	2029年3月		36	29	458	131	28.6	地方自治法第202条の3により設置されている審議会等	36	29	458	131	28.6	5	3	25	6	24.0	27	3	11.1	28	3	10.7	1		1	1	
11 232 久喜市	50.0	2028年3月		47	46	663	255	38.5	法令または条例により設置されている審議会等	41	41	626	247	39.5	6	5	37	8	21.6	42	8	19.0	43	8	18.6	1		1	1	
11 233 北本市	40.0	2028年3月		42	35	465	134	28.8	行政委員会(地方自治法第180条の5関係)及び執行機関の附属機関(同法第138条の4及び202条の3関係)	36	31	430	127	29.5	5	4	32	7	21.9	41	5	12.2	42	5	11.9	1		1	1	
11 234 八潮市	40.0	2026年3月	全ての審議会、委員会等	58	52	717	233	32.5		52	47	686	225	32.8	6	5	31	8	25.8	37	9	24.3	38	9	23.7	1		1	1	
11 235 富士見市	40.0	2026年3月		41	37	495	164	33.1		39	35	469	150	32.0	6	3	30	5	16.7	30	2	6.7	31	2	6.5	2	2024年10月1日	2	2024年10月1日	1
11 237 三郷市	37.0	2026年4月		34	33	436	143	32.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	34	33	437	143	32.7	6	4	34	9	26.5	36	1	2.8	37	1	2.7	1		1	1	
11 238 蓼田市	30.0	2026年3月		44	40	372	141	37.9	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、要綱等により設置されている懇談会、会議等	38	36	336	134	39.9	6	4	36	7	19.4	21	2	9.5	22	3	13.6	1		1	1	
11 239 坂戸市	40.0	2027年3月		46	43	685	199	29.1	法令、政令により設置されている審議会等。条例、規則、要綱により設置されている委員会等含む	37	35	437	118	27.0	5	3	24	4	16.7	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1	1	
11 240 幸手市	35.0	2027年3月		26	24	335	93	27.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	26	24	335	93	27.8	6	5	37	6	16.2	34	5	14.7	35	5	14.3	1		1	1	
11 241 鶴ヶ島市	40.0	2026年3月		29	26	441	166	37.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	29	26	441	166	37.6	5	3	23	6	26.1	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1	1	
11 242 日高市	45.0	2026年3月		41	41	477	220	46.1	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される審議会、審査会等及び設置目的、構成等からそれらに類する機能を有し、規則、要綱等により設置される審議会、審査会等。	35	35	417	185	44.4	6	4	30	11	36.7	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1	1	
11 243 吉川市	40.0	2032年3月		45	39	472	130	27.5		33	28	338	86	25.4	6	4	30	7	23.3	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1	1	
11 245 ふじみ野市		2030年4月	40%以上 60%以下	44	36	528	182	34.5	法律、政令、条例、規則により設置されている審議会・委員会	38	34	494	180	36.4	6	2	34	2	5.9	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1	1	
11 246 白岡市	30.0	2026年3月		59	50	926	224	24.2	行政委員会(地方自治法第180条の5)、法律または条令により設置された付属機関等、規則、要綱により設置された委員会、協議会等	21	17	230	60	26.1	6	4	30	6	20.0	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1	1	
11 301 伊奈町	37.0	2034年3月		27	25	288	93	32.3	法律もしくは政令又は条例に基づき設置されている審議会等	27	25	288	93	32.3	6	2	27	3	11.1	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1	1	
11 324 三芳町	35.0	2032年3月		38	35	366	106	29.0	条例・規則等により設置されている懇談会・会議等	32	32	343	103	30.0	6	3	23	3	13.0	26	2</									

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード										
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)												
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数		審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	調査時点コード	調査時点コード	調査時点コード	調査時点コード	調査時点コード	
11 342	嵐山町	35.0	2027年3月		18	16	215	66	30.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	18	16	215	66	30.7	5	3	29	7	24.1	24	10	41.7	25	10	40.0	1	1	1	1	1
11 343	小川町	33.0	2027年3月		27	24	312	90	28.8	地方自治法(第202条の3及び第180条の5)に基づく審議会等	21	20	246	82	33.3	5	3	37	6	16.2	29	2	6.9	0	0	0.0	1	1	1	1	1
11 346	川島町	40.0	2026年3月		22	18	209	60	28.7		14	12	153	40	26.1	5	3	24	6	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	1	1
11 347	吉見町	30.0	2034年3月		15	12	148	40	27.0		10	10	117	36	30.8	5	2	31	4	12.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	1	1
11 348	鳩山町	38.0	2028年3月		28	20	309	67	21.7	・法令又は政令により設置されている審議会等 ・条例により設置されている審議会等	22	16	283	59	20.8	6	4	26	8	30.8	27	0	0.0	28	0	0.0	1	1	1	1	1
11 349	ときがわ町	30.0	2032年3月		31	28	351	103	29.3	地方自治法第180条の5に基づく委員会等、第202条の3に基づく審議会等	9	8	119	30	25.2	5	2	30	4	13.3	35	4	11.4	36	4	11.1	1	1	1	1	1
11 361	横瀬町	50.0	2028年3月		24	21	259	51	19.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等(附属機関)	14	12	166	34	20.5	6	4	29	6	20.7	27	2	7.4	28	2	7.1	1	1	1	1	1
11 362	皆野町	20.0	2027年3月		10	9	126	23	18.3	法律、条例、規則等により設置されている審議会、委員会、会議等	0	9	127	23	18.1	6	4	30	5	16.7	24	1	4.2	25	1	4.0	1	1	1	1	1
11 363	長瀬町	30.0	2030年3月		20	17	200	51	25.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会	20	17	200	51	25.5	6	2	29	4	13.8	28	3	10.7	29	4	13.8	1	1	1	1	1
11 365	小鹿野町				0	0	0	0			7	4	120	22	18.3	6	2	38	7	18.4	30	10	33.3	31	10	32.3	1	1	1	1	1
11 369	東秩父村	25.0	2029年3月		20	10	178	34	19.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	18	10	178	34	19.1	4	2	19	2	10.5	19	0	0.0	20	0	0.0	1	1	1	1	1
11 381	美里町				45	11	225	41	18.2		21	14	225	37	16.4	6	2	37	6	16.2	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	1	1
11 383	神川町	35.0		2023年～ 2033年	16	11	138	44	31.9	地方自治法に基づく審議会、委員会等の行政組織	10	8	108	40	37.0	6	3	30	4	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	1	1
11 385	上里町	40.0	2029年3月		25	17	258	75	29.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等	19	16	229	73	31.9	6	1	29	2	6.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	1	1
11 408	寄居町	30.0	2029年3月		27	19	238	39	16.4		21	18	210	37	17.6	6	1	28	2	7.1	34	3	8.8	35	3	8.6	1	1	1	1	1
11 442	宮代町	30.0	2027年3月		27	19	343	85	24.8		27	19	343	85	24.8	6	5	31	9	29.0	38	3	7.9	39	3	7.7	1	1	1	1	1
11 464	杉戸町	40.0	2026年3月		36	33	458	147	32.1		24	21	297	79	26.6	6	2	29	3	10.3	37	6	16.2	38	6	15.8	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2025年6月1日
11 465	松伏町	40.0	2030年3月		24	22	214	64	29.9	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5及び 第202条の3)	18	17	184	56	30.4	6	5	30	8	26.7	22	4	18.2	23	4	17.4	1		1		1

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

埼玉県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
					</td																							

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)								
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性を含む委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性を含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性を含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)			
	蓮田市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	坂戸市								0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3									
	幸手市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	鶴ヶ島市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	日高市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	吉川市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	ふじみ野市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	白岡市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	伊奈町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	三芳町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	毛呂山町								2	2	34	13	38.2	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	越生町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	滑川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	嵐山町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	小川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	川島町								0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3									
	吉見町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	鳩山町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	ときがわ町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	横瀬町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	皆野町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	長瀬町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	小鹿野町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	東秩父村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	美里町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	神川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	上里町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	寄居町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	宮代町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	杉戸町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	
	松伏町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

埼玉県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5						
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職			うち一般行政職			うち管理職数		うち管理職数										
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)										
5339	946	17.7	3,888	537	13.8	850	96	11.3	666	74	11.1	1,167	172	14.7	899	123	13.7	3,322	678	20.4	2,323	340	14.6	5,656	1,608	28.4	3,703	823	22.2	11,854	4,624	39.0	7,088	2,290	32.3	478	81	16.9	127	6	4.7			
さいたま市	904	205	22.7	537	64	11.9	133	14	105	106	11	214	25	11.7	158	13	8.2	557	166	29.8	273	40	14.7	291	263	565	96	17.0	3,137	1,178	37.6	1,236	334	27.0	1	33	3	9.1	7	0	0.0	1		
川越市	148	22	14.9	122	15	12.3	21	2	9.5	18	2	11.1	54	7	13.0	43	5	11.6	73	13	17.8	61	8	13.1	201	66	32.8	152	32	21.1	274	75	27.4	196	31	15.8	1	13	1	7.7	3	0	0.0	1
熊谷市	116	9	7.8	94	9	9.6	23	2	8.7	19	2	10.5	0	0	0	0	0	0.0	93	7	7.5	75	20	28.2	526	153	29.1	263	86	32.7	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1						
川口市	350	55	15.7	179	18	10.1	77	7	9.1	35	4	11.4	124	15	12.1	81	8	9.9	149	33	22.1	63	6	9.5	516	140	27.1	366	67	18.3	1,161	537	46.3	598	213	35.6	1	16	2	12.5	3	0	0.0	1
行田市	84	5	6.0	63	1	1.6	18	1	5.6	17	1	5.9	11	0	0.0	9	0	0.0	55	4	7.3	37	0	0.0	88	19	21.6	54	13	24.1	76	11	14.5	53	9	17.0	1	5	1	20.0	0	0	0.0	1
秩父市	109	26	23.9	84	18	21.4	22	2	9.1	20	2	10.0	29	8	27.6	25	7	28.0	58	16	27.6	39	9	23.1	112	51	45.5	76	29	38.2	157	79	50.3	75	14	18.7	1	8	1	12.5	3	0	0.0	1
所沢市	187	38	20.3	173	30	17.3	22	4	18.2	20	4	20.0	33	10	30.3	132	24	18.2	120	16	13.3	70	32	45.7	64	27	42.2	644	306	47.5	566	256	45.2	1	16	2	12.5	3	0	0.0	1			
飯能市	74	15	20.3	63	12	19.0	14	1	7.1	13	1	7.7	13	3	23.1	10	3	30.0	47	11	23.4	40	8	20.0	76	18	23.7	51	7	13.7	129	55	42.6	87	24	27.6	1	6	0	0.0	3	0	0.0	1
加須市	72	15	20.8	67	14	20.9	17	3	17.6	16	3	18.8	16	2	12.5	15	2	13.3	39	10	25.6	36	9	25.0	120	31	25.8	88	15	17.0	192	91	47.4	153	60	39.2	1	8	2	25.0	4	0	0.0	1
本庄市	62	7	11.3	57	7	12.3	10	0	0.0	9	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	48	7	14.6	44	7	15.9	89	28	31.5	78	26	33.3	32	14	43.8	25	9	36.0	1	9	1	11.1	1	0	0.0	1
東松山市	112	21	18.8	81	9	11.1	21	4	19.0	13	1	7.7	22	3	13.6	13	2	15.4	69	14	20.3	55	6	10.9	83	20	24.1	72	12	16.7	134	59	44.0	100	34	34.0	1	8	2	25.0	2	0	0.0	1
春日部市	204	31	15.2	98	11	11.2	33	6	18.2	22	5	22.7	61	6	9.8	28	1	3.6	110	19	17.3	48	5	10.4	256	37	14.5	136	20	14.7	335	114	34.0	202	62	30.7	1	9	3	33.3	1	0	0.0	1
狹山市	90	17	18.9	81	17	21.0	12	3	25.0	11	3	27.3	15	0	0.0	14	0	0.0	63	14	22.2	56	14	25.0	136	44	21.1	78	178	75	42.1	121	36	29.8	1	10	2	20.0	2	0	0.0	1		
羽生市	50	5	10.0	38	4	10.5	10	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	5	12.5	30	4	13.3	36	4	11.1	14	3	21.4	92	22	23.9	53	18	34.0	1	7	2	28.6	2	0	0.0	1
鴻巣市	87	17	19.5	75	13	17.3	16	1	6.3	15	1	6.7	28	6	21.4	27	6	22.2	43	10	23.3	33	6	18.2	116	45	38.8	77	21	27.3	126	72	57.1	92	44	47.8	1	8	2	25.0	2	0	0.0	1
深谷市	90	5	5.6	67	5	7.5	17	0	0.0	16	0	0.0	27	2	7.4	21	2	9.5	46	3	6.5	30	3	10.0	119	19	16.0	72	8	11.1	307	86	28.0	188	57	30.3	1	9	0	0.0	2	0	0.0	1
上尾市	197	39	19.8	114	19	16.7	13	0																																				

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

埼玉県

調査時点	議会開催は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
道 府 町	市 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がない、解説又は運用上認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (及び3の場合を除く。)
県 村 町	市 区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めていない。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
コ コ	市 区	1の合計 58 2の合計 1 3の合計 2 4の合計 2	1の合計 62 2の合計 0 3の合計 5 4の合計 1	59 52 5 5	1 61 0			59 59 58 58 59 45 1 1 2 2 0 1 1 1 1 0 0 2 2 2 2 2 0	
ド ド	名	さいたま市職員旧姓等使用取扱要綱 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等に旧姓等を使用することができる。 (1) 文書等に旧姓等を使用することにより、法令等に違反する場合 (2) 文書等に旧姓等を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑の事務の遂行に支障をきたさうそれがある場合その他実務上特段の支障が生じると認められる場合 2 旧姓等を使用する職員に交付する文書等で、実務上特段の支障が生じるおそれのないものには、旧姓等を使用するものとする。	さいたま市議会	1 2 1	さいたま市議会会議規則 第91条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、委員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(委員が出産したときは、当該出産の日)後6週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2		1 1 1 1 1 1	
11 100	さいたま市	川越市職員服務規程 (旧姓等使用の届出等) 第4条 職員は、その職務の遂行において、市長が別に定めるところにより、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この項において「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後における該婚姻等の前の戸籍上の氏の使用又は住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十六第二項の規定により住民票に記載された通称の使用(以下これらを「旧姓等使用」という。)を行おうとするときは、所属長を経て市長に届け出なければならない。 2及び3 残 4 第一項の規定により旧姓等使用を届け出た職員は、同項の規定による届出した日から旧姓等使用を行おうとする。	川越市議会	1 4 2		2		1 1 1 1 1 1	
11 201	川越市	熊谷市一般職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、働きやすい職場を整備するため、一般職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続いだ婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	熊谷市議会	1 4 2		2		1 1 2 1 1 1	
11 202	熊谷市	川口市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職務に使用している文書等で職務遂行上又は業務処理上誤解や混亂を生じさせるおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	川口市議会	1 3 1	川口市議会会議規則 第2条 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	
11 203	川口市	行田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令に抵触するおそれがない、職務の遂行上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる	行田市議会	1 2 1	行田市議会会議規則 第2条第2項 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	
11 204	行田市	秩父市議会会議規則 第2条第4項 職員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	秩父市議会	1 4 1		2		1 1 1 1 1 1	
11 205	所沢市	所沢市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、服務規程第20条の規定に基づく氏の変更に係る住所等変更届を提出する際に旧姓使用願(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、旧姓使用願の提出があったときは、その内容を審査し、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により速やかに当該旧姓使用願を提出した職員に対する通知するものとする。 3 前項の規定による承認を受けた職員は、別表に掲げる文書等において旧姓を使用するものとする。	所沢市議会	1 2 1	所沢市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	
11 206	飯能市	飯能市職員の旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、その職務において旧姓を使用することができる。ただし、別表に掲げる文書等その他市長が適当ないと認める場合については、この限りでない。	飯能市議会	1 2 1	飯能市議会会議規則 第2条 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	
11 207	加須市	加須市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、旧姓を職場での呼称として使用することができる。 2 職員は、別表に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	加須市議会	1 2 1	加須市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)			
11 211	本庄市	1 本庄市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨)第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書、呼称等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。	本庄市議会	1 2 1	本庄市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1 1 1 1 1		
11 212	東松山市	1 東松山市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、次の各号のいずれにも該当するときは、旧姓を使用することができる。 (1)法律、条例等の規定に反するおそれがないこと。 (2)職員間で使用する文書等であること。 (3)職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないこと。	東松山市議会	1 2 1	東松山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1			
11 214	春日部市	1 春日部市職員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができます。	春日部市議会	1 2 1	春日部市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他いやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由及び日数を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1			
11 215	狭山市	1 狹山市職員旧姓使用取扱要領 1 この要領は、職員が婚姻等によって戸籍上の氏を改めた場合において、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を職務遂行上使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	狭山市議会	1 2 1	狹山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(本会議の場合) 第2条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。委員会の場合	2				1 1 1 1 1			
11 216	羽生市	1 羽生市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏の変更(以下「改姓」という。)を行った後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに際し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、旧姓を職場での呼称として使用することができます。 2 職員は、別表に掲げる事項において旧姓を使用することができます。 別表(第2条関係) 省略	羽生市議会	1 2 1	羽生市議会会議規則 第2条(省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1			
11 217	鴻巣市	1 鴻巣市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は旧姓を職場での呼称として使用することができます。 2 職員は、別表に掲げる事項において旧姓を使用することができます。	鴻巣市議会	1 2 1	鴻巣市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1			
11 218	深谷市	1 深谷市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに際し必要な事項を定めるものとする。	深谷市議会	1 2 1	深谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1			
11 219	上尾市	1 上尾市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない文書等であって、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱の生ずるおそれのないものについて、旧姓を使用することができます。	上尾市議会	1 2 1	上尾市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができます。	2				1 1 1 1 1			
11 221	草加市	1 草加市職員旧姓使用取扱規則 第4条 旧姓は、次に掲げるものを除き使用することができます。 (1)任命権者から権限を委託されて行う処分 (2)対外的に権利・義務関係が発生する協定書等 (3)草加市会計規則(昭和41年規則第12号)第2条の3に規定する出納員等が行う領収書等の発行 (4)身分証明書等を携帯して行う法令等に基づく調査、指導等 (5)職員の身分及び権利・義務に係るもので特に重要なもの (6)事務の性質上、対外的な關係で旧姓の使用が困難なもの (7)その他必要に応じて任命権者が定める場合	草加市議会	1 2 1	草加市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得したことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を開き明記した規定がある。 2. 産前産後期間と明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護病疾その他	
11 222	越谷市	職員の旧姓使用に関する取り扱いについて 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」といいます)を使用することについて、下記のとおり取り扱うこととする。 旧姓を使用することができる事項は、以下のとおりとし、下記に掲げるもの以外の取り扱いについては、必要に応じて人事課長と協議のうえ定めるものとする。 <旧姓使用を認める事項> ①職場での呼称 ②名札 ③職員名簿 ④人事異動通知書等 ⑤出勤簿・休暇簿等 ⑥旅行命令簿・復命書等 ⑦起案文書等 ⑧服務に関する各種届出等 <留意点> (1)男女共同参画の視点及び旧姓を使用できないことによる職業生活上の不便・不利益を勘案したものであること。 (2)人事、給与、税金、共済、出納その他公務員としての権利義務に係る事項に該当しないこと。 (3)法令等に反しないこと。 <旧姓使用の手続> (1)旧姓を使用する場合は「旧姓使用(変更)届」(別紙1)を人事課に提出するものとする。 (2)越谷市職員服務規程に基づく「履歴事項異動届」については従来どおり提出するものとする。	1	越谷市議会	1	3	1	越谷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、16週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
11 223	蕨市	蕨市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律、条例等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	1	蕨市議会	1	2	1	蕨市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
11 224	戸田市	戸田市職員旧姓使用取扱要綱(※内部規程) 第2条	1	戸田市議会	1	2	1	戸田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、産休、急引、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	戸田市議員報酬等の特例に関する条例、及び同運用基準 ○戸田市議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次に表に定める割合を乗じて得た額とする。 議員活動ができない期間 割合 90日を超えて365日以下であるとき 100分の80 180日を超えて365日以上であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」といいます。)から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を有する等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。 3 第2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときは、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に相当する期間、第3条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) その他議長が認めた理由により議員活動ができない場合 ○戸田市議員報酬等の特例に関する条例の運用基準 条例第5条第2号に規定する「その他議長が認めた理由により議員活動ができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) 市長が招集する会議又は市の要請により各種の行事に参加した際の事故による療養 (2) 議員若しくは委員長が招集する会議又は議長の要請若しくは議長の認めた会議及び行事等に出席した際の事故による療養 (3) 行政監察に参加し、その際の事故による療養 (4) 災害等の際、議員として災害対策等に從事した際の事故による療養 (5) 無過失の事故 (6) 産休、育児休暇 (7) その他議長が特に認めたもの	1 1 1 1 1 1
11 225	入間市	入間市職員の旧姓使用に関する要領 第2条 職員は、その事務において旧姓を使用することができる。	1	入間市議会	1	2	1	入間市議会会議規則 【第2条第2項】 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
11 227	朝霞市	朝霞市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の表に掲げる文書等及び法令等に基づかない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもので所属長が認めるものについて旧姓を使用することができる。	1	朝霞市議会	1	2	1	朝霞市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 問12-3で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-4で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を開き明記した規定がある。 2. 産前産後期間を開き明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
11 228	志木市	志木市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	1	志木市議会	1	2	1	志木市議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11 229	和光市	和光市職員旧姓使用取扱要綱 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することできる。	1	和光市議会	1	2	1	和光市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11 230	新座市	新座市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	1	新座市議会	1	2	1	新座市議会会議規則口 第2条第7項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11 231	桶川市	桶川市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	1	桶川市議会	1	2	1	桶川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11 232	久喜市	久喜市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 職員録、名札その他単に名前が記載されたもの (2) 法令に違反するおそれのない専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの (3) 法令に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの 2. 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	1	久喜市議会	1	2	1	久喜市議会会議規則 第1章 会議 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠のときは14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2. 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠のときは14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11 233	北本市	北本市職員旧姓使用取扱要領 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反しない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招かないものにおいて旧姓を使用することができます。	1	北本市議会	1	2	1	北本市議会会議規則 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11 234	八潮市	八潮市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の制限) 第3条 職員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができます。	1	埼玉県八潮市市議会	1	2	1	八潮市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11 235	富士見市	富士見市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法律、条例等の規定に反するおそれがない、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして職員長が認めるものとする。	1	富士見市議会	1	2	1	富士見市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1	1
11 237	三郷市	三郷市職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、法令等に抵触するおそれがない、職務遂行上支障がない文書等について、旧姓を使用することができます。	1	三郷市議会	1	2	1	三郷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
11 238	蓮田市	蓮田市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができます。	1	蓮田市議会	1	4	2				4	4	4	4	2		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 問12-2 問12-3 問12-4 問12-5 問12-6 問12-7												
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
11 239	坂戸市	1	坂戸市職員旧姓使用取扱要領	坂戸市議会	1	2	1	坂戸市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、本人の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第81条 第2項 委員は、本人の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
11 240	幸手市	1	幸手市職員旧姓使用取扱要綱第3条 職員は、旧姓を文書等に使用する場合は、市長の承認を受けなければならない。	幸手市議会	1	2	1	幸手市議会会議規則 第2条第3項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
11 241	鶴ヶ島市	1	鶴ヶ島市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	鶴ヶ島市議会	1	2	1	鶴ヶ島市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	4	4	4	4	4		
11 242	日高市	1	職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 職員が自己の氏名を記載する文書等については、次に掲げるものを除き、旧姓を使用することができるものとする。	日高市議会	1	2	1	日高市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第92条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
11 243	吉川市	1	吉川市職員旧姓使用取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用届) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て、政策室主幹に提出しなければならない。 2 前項の規定による旧姓使用届は、原則として吉川市職員服務規程(平成4年吉川町訓令第6号。以下「服務規程」という。)第6条に基づく履歴事項変更届と同時に提出するものとする。 (管理) 第3条 政策室主幹は、旧姓使用者台帳(様式第2号)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 (旧姓の範囲) 第4条 旧姓使用者が旧姓を使用することができるのは、当分の間、人事、給与、税金、共済、出納等公務員としての権利義務にかかわらないもので法令に反しない、専ら職員間で服務上使用する次に掲げるものとする。 (1)名札(服務規程第9条) (2)事務引継書(服務規程第22条) (3)出張復命書(服務規程第19条) (4)起案文書 (5)職員録 (6)職員配置図 (7)人事異動通知書 (8)その他所属長が認める軽易な書類 条沿革 (旧姓使用者の責務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民、職員等に錯誤が生じないように努めなければならない。 (中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、政策室主幹に提出しなければならない。 (委任) 第7条 この要領の定めるものほか、旧姓使用に関し必要な事項は、政策室主幹が別に定める。	吉川市議会	1	2	1	吉川市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
11 245	ふじみ野市	1	ふじみ野市職員旧姓使用取扱要領の制定について(依頼通達) 第1趣旨 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。	ふじみ野市議会	1	3	1	ふじみ野市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
11 246	白岡市	1	白岡市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この要領は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	白岡市議会	1	2	1	白岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 問12-2 問12-3 問12-4 問12-5 問12-6 問12-7														
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、1.を取得した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、1.を取得した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、1.を取得した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、1.を取得した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、1.を取得した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、1.を取得した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、1.を取得した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。							
11 301	伊奈町	1	伊奈町職員旧姓使用取扱規程	伊奈町議会	1	2	1	伊奈町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11 324	三芳町	1	三芳町職員旧姓使用取扱要綱	三芳町議会	1	2	1	三芳町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11 326	毛呂山町	1	毛呂山町職員旧姓使用取扱規程	毛呂山町議会	1	2	1	毛呂山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11 327	越生町	1	越生町職員旧姓使用取扱要綱	越生町議会	1	2	1	越生町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				2	2	2	2	2	
11 341	滑川町	4		滑川町議会	1	2	1	滑川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11 342	嵐山町	1	嵐山町職員旧姓使用取扱規程	嵐山町議会	1	3	1	嵐山町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11 343	小川町	1	小川町職員旧姓取扱規程	小川町議会	1	2	1	小川町議会会議規程 第2条第2項 議員は出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11 346	川島町	1	川島町職員旧姓使用取扱要綱	川島町議会	1	2	1	川島町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
11 347	吉見町	1	吉見町職員旧姓使用取扱規程	吉見町議会	1	2	1	吉見町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	2	1	1
11 348	鳩山町	1	鳩山町職員旧姓使用取扱規程	鳩山町議会	1	2	1	鳩山町議会会議規則 第2条 第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
11 349	ときがわ町	3		ときがわ町議会	4							3	3	3	3	1		
11 361	横瀬町	1	横瀬町職員旧姓使用取扱要綱	横瀬町議会	1	2	1	横瀬町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	4	

都 道 府 県		市 区 町 村				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 兩 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都 道 府 県	市 区 町 村	議 会 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7										
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得するこれが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-2で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれかに○をつけてください。									
11	362	皆野町	1	皆野町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (旧姓使用願) 第3条 職員は、旧姓の使用的の承認を受けようとするときには、旧姓使用願(様式第1号)を所属長を経て町長へ提出しなければならない。 (承認の通知) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、速やかに所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第5条 町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て町長へ提出しなければならない。 (責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附則 (施行期日) 1 この訓令は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行の日から令和8年3月31日までに、所属長を経て町長に第3条の旧姓使用願を提出することにより旧姓の使用的の承認を受けることができる。 別表第1(第2条関係) 基準 旧姓を使用することができる文書等の例 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性が確認できるもの 起案文書(起案者、回議、合議、決裁等の押印) 支出負担行為決議書等の財務会計文書(起案、回議、合議、決裁等の押印) 完了検査に関する書類(検査調査書等の氏名表示及び押印) 人事評価に関する書類(業績評価表等の氏名表示) 人事異動内示書 復命書 グループウェア及び庶務事務システムの氏名登録 事務引継書 公用車使用記録簿 (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性が確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの 出勤簿 休暇承認申請書 週休日振替伺書 休日の代休日指定伺書 時間外勤務命令簿 特別休暇(産前・産後休暇は除く。)に関する書類	皆野町議会	1	2	1	皆野町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後の週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1

都道府県		市区町村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
道府県	市区町村			問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				問12-2 問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-3 問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-4 問12-3で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 問12-6で1.を選択した場合、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
		議会名		1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことがない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
		病気休暇に関する書類 介護休暇に関する書類 出張命令書(旅費を請求する場合には、氏名欄に戸籍上の氏を併記する。) 職務専念義務免除申請書 営利企業等従事許可申請書 (3)対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの、特別な法律関係を生じせるおそれがないもの 職員名簿(内研修等の参加者名簿を含む。) 職員配置図(座席表) 回覧文書 事務分担表 名札 職員連絡簿 (4)法令等に基づかない文書等で所属長が認める軽易なもの 町民に対するお知らせ文書等の担当者の氏名表示 別表第2(第2条関係) 基準 旧姓を使用することができない文書等の例 (1)職員の身分に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの 辞令書、人事異動通知書 身分証明書、在職証明書、就労証明書、微税吏員証 人事台帳、履歴書、人事記録簿 服務宣誓書 労働条件通知書 退職願、勤奨退職同意書 勤務意向調書 職員派遣に関する書類 分限・懲戒処分に関する書類 (2)職員の権利義務に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの 給与支給明細書、源泉徴収票 共済組合に関する書類 退職手当組合に関する書類 公務災害に関する書類 育児休業に関する書類 庁外研修に関する書類 健康診断に関する書類 各種手当の認定期(扶養、住居、通勤、児童等) (3)公権力の行使に係るもの又は対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの 許認可、立入検査、微税等の法令等に基づく行政処分に係る文書 その他職員身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 私人との法律上の関係を発生させる文書 官公庁等に係る提出書類																	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																															
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 職員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				問12-2 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				問12-3 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				問12-4 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				問12-5 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。				問12-6 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				問12-7 議員の仕事や生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)			
				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7																					
11 363	長瀬町	1	長瀬町職員旧姓使用取扱規定(平成29年訓令第8号) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	長瀬町議会	1	2	1	長瀬町議会会議規則(平成12年長瀬町議会規則第1号) (欠席、遅参又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席、遅参又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに(早退にあっては、事前に)議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															1	1	1	1	1	1		
11 365	小鹿野町	1	小鹿野町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないかつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。		1	2	1	小鹿野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															1	1	1	1	1	1		
11 369	東秩父村	4			1	4	1	東秩父村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2															1	1	1	1	1	1		
11 381	美里町	1	美里町職員旧姓使用取扱要項 第1条 この告示は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を、職務を行う上で文章等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 ・第2項 ①旧姓が使用できる文書等とは、法令等に抵触する恐れがない、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表1に掲げるものとする。 ②前項の文書等の他、法令に基づかない経済な文書等で、その所属する課長の認めるものについて、その所属する課長と協議するものとする。 ③旧姓を使用することができない文書は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表2に掲げるものとする。(1)職員の身分に係るものの(2)職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの(3)公権力の行使に係るもの	美里町議会	1	2	1	美里町議会会議規則 第2条第2項(欠席の届出)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、予め、議長に欠席届を提出することができる。	2															1	1	1	1	1	1		
11 383	神川町	2		神川町議会	1	2	1	神川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない自由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2															1	1	1	1	1	1		
11 385	上里町	1	上里町職員旧姓使用取扱規定 第1条 この規定は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、呼称等(以下「文書等」という。)に使用(文書への署名、記名、押印及び氏名表示を含む。以下同じ。)することに関して、必要な事項を定めるものとする。	上里町議会	1	2	1	上里町議会会議規則 (欠席の届出) 第1章 第2項議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2														1	1	1	1	1	1			
11 400	寄居町	1	寄居町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、呼称等(以下「文書等」という。)に使用(文書への署名、記名、押印及び氏名表示を含む。以下同じ。)することに関して、必要な事項を定めるものとする。	寄居町議会	1	2	1	寄居町議会会議規則 第2条第2項前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														1	1	1	1	1	1			
11 442	宮代町	1	宮代町職員旧姓使用取扱要領 第2条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用願(様式第1号)を総務課長に提出しなければならない。	宮代町議会	1	3	1	宮代町議会会議規則の一部を改正する規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														1	1	1	1	1	1			
11 464	杉戸町	1	杉戸町職員旧姓使用取扱要領 第3条 旧姓を使用しようとする職員は杉戸町職員服務規程第6条に基づく履歴事項異動届の提出の際に旧姓使用届を所属長を経て町長へ提出しなければならない。	杉戸町議会	1	2	1	杉戸町議会会議規則 第2条 省略 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														1	1	1	1	1	1			
11 465	松伏町	1	松伏町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も円滑な職務遂行を目的として、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	松伏町議会	1	2	1	松伏町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														1	1	1	1	1	1			

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

埼玉県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)																			
都道府県	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 兩 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況		
都道府県	市区町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
県 コ ド	村 コ ド 名	議員の利用することのできる研修施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する議会におけるラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	ラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	ラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	ラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	ラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	ラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	ラスマント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	男女共同参画に関する研修(ラスマント防止に関する取組み)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ラスマント防止に関する取組み)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ラスマント防止に関する取組み)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ラスマント防止に関する取組み)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ラスマント防止に関する取組み)を行っていますか。			
11 100	さいたま市	4	4	2			1. 専用の場所が設置されてもいる。(臨時のものも含む) 2. 保管に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 行っておらず、取り組む予定もない。	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定がなく、過去に使用された事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	さいたま市議会議運営規程 第37条 議員が氏名に代わる通称又は旧氏名を使用しようとするときは、議長に承認を申請しなければならない。通称又は旧氏名を承認前の氏名に復そうとするときも、同様とする。 2 前項の申請は、議員の任期が始まり、又は氏若しくは名を改めたときに限りすることができる。 3 議長は、第1項の申請があつたときは、その適否を決定する。	さいたま市地域防災計画(資料編) さいたま市地域防災計画(資料編)の【資料1-1】災害対策に関わる事務分掌にて、男女共同参画担当部局の担任業務を記載している。	31	4	12.9		
11 201	川越市	4	4	1		川越市議会ハラスマント根絶条例、川越市議会議員政治倫理条例 川越市議会政治倫理条例第五条第一項第六号 不当な差別的取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉羞辱は社会的信用を失墜させ、又は誹謗中傷をする言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。※ハラスマント根絶条例は全体が該当のため省略	1	1	3	1	1	1	1	33			1,362	205	15.1%	7
11 202	熊谷市	4	4	3			3	3	1				熊谷市議会議員の通称名等使用に関する取扱規程 (趣旨) この告示は、熊谷市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する通称名等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (使用できる通称名等) 第2条 議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称名等を使用することができます。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合、当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により氏に変更があった場合、変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書類等については、通称名等を使用することができます。 (1) 議員履歴に関する届出書類 (2) 誕生日 (3) 諸員報酬及び費用弁償、その他の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 銀勲等表彰の申請書類 (6) 在職證明書各種証明書 (7) 全国市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 各各号に掲げるもののほか、通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあることと議長が判断するもの (通称名等の使用の申請) 第3条 通称名等を使用しようとする議員(以下「申請者」という。)は、議長に対し、熊谷市議会議員通称名等使用申請書(様式第1号)により申請しなければならない。 (通称名等の使用の承認) 第4条 議長は、前条の申請が第2条の規定に該当する場合には、議員としての品位に欠ける等特段の事情がない限り、通称名等の使用を承認するものとする。 2 議長は、前条の申請に対する承認の可否を、熊谷市議会議員通称名等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。 3 承認された通称名等は第2条第1項に定める使用的範囲に特段の変更がない限り使用を継続することができる。 (通称名等の使用中止の届出) 第5条 議員は、議長の承認を受けて通称名等を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、熊谷市議会議員通称名等使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 申請者は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないよう努めなければならない。 (その他) 第7条 一般選挙後において、議長が選出されていないときは、第2条から第5条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。 2 この告示に定めるもののほか、この規程に記載必要な事項は、議長が定める。	川越市地域防災計画(資料編) 警戒対策本部要領 市民部(男女共同参画課長) 被災者からの各種相談に対する窓口の設置及び関係機関等との連絡調整に関すること。	27	3	11.1			
11 203	川口市	4	4	3			3		3	2			熊谷市地域防災計画【資料・様式編】14災害時事務分掌 対策ライン、市民部、市民班、6男女共同参画の観点に基づく対策に開すること。	25	2	8.0				
11 206	行田市	4	4	2			1	3	3	2			行田市地域防災計画 ・被害状況調査に関すること。 ・罹災證明に関すること。 ・災害状況の収集及び被害状況報告の受理に関すること。	16	1	6.3	O			
11 207	秩父市	4	4	2			1	1	3	4			2		22	4	18.2			

都 市 市 区 道 府 府 町	市 区 区	市 区 郡 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		研修の実施状況	
問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
議員が現地で見守る場合に用いる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員が現地で見守る場合に用いる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちらどれか。	問12-11で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該議員に於ける内閣府が実施する取組(ハラスマント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	男女共同参画に関する議会において、通常文は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問12-16で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	問13で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	本節員認数 ※本節長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	市内各市町村に対する男女共同参画の視点からの一マニフェスト研修の実施状況				
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保健に必要な場所は設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室等に必要な場所の設置または提供がされている。(常設のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 規ハラスメント規制に関する議員向け 2. 相ハラスメント規制に関する議員向け 3. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)									
11 208 所沢市	4	4	1	1										所沢市地域防災計画	24	4	16.7	
														所沢市災害対策本部の構成と機能・職務 部名「経営企画部」、部の構成「企画総務課、経営企画課、広報課、デジタル戦略課」、掌握事務「避難者の男女共同参画及びジェンダーに関すること」				
11 209 飯能市	4	4	3											飯能市地域防災計画	20	2	10.0	○
11 210 加須市	4	4	3											●第1章総則>第1節計画の目的>第3節計画の効果的推進>男女共同参画の視点 男女双方の視点に配慮した防災対策を進めることで、防災に関する施策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。<				
11 211 本庄市	4	4	2											●第3章震災応急対策計画>第12節>避難計画>第4避難所の開設・運営>避難所の運営(2)の裏面計画等に対する配慮 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者(自閉症、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者や女性に配慮するなど、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、ケーブルダンススペース(障害者等が気持ちを落ちさせることが出来来る空間)等を開設当初から設置できるように努める。 女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、女性に対する暴力の実態等の調査結果等に配慮するなどして、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。また、女性の相談員、福祉相談員を配置苦しくして巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。また、避難所での生活に耐えがいを要配慮者の社会福祉施設への収容についても配慮する。				
11 212 東松山市	4	4	1	1	2									加須市議会議員通称名等の使用に関する取扱規程	21	3	14.3	
11 214 春日部市	4	4	2											加須市地域防災計画	9	3	33.3	

都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 村 ド ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況	
	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15			
道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 村 ド ド 名	問12-8で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													問12-13で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。			内閣府の男女共同参画担当官又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
11 242 日高市	4	4	1	1										日高市地域防災計画 引用元: 第2編 震災対策編 第1章 施策ごとの具体的な計画 第9節 避難対策(応急対策) なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。	14	1	7.1	
11 243 吉川市	4	4	3												16	1	6.3	
11 245 ふじみ野市	4	4	1	1											16	1	6.3	
11 246 白岡市	4	4	2											白岡市地域防災計画 第3編第3章第3節 広報広聴活動 被災者のなかに、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等の居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報を管理を徹底するよう努める。	12	2	16.7	○
11 301 伊奈町	4	4	3												41	8	19.5	
11 324 三芳町	4	4	3												14	5	35.7	
11 326 毛呂山町	4	4	3											毛呂山町地域防災計画 第2章災害応急対策計画 第10節 避難 2.避難所の管理運営 (1)町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定しておいたルートに基づいて避難所の運営を行う。運営に当たっては、次の点に留意して適切な管理を行う。 工 紹介者や女性、性的少數者への配慮 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画担当部局や保健師、民間団体を積極的に活用する。	26	4	15.4	○
11 327 越生町	4	4	1			3									16	3	18.8	
11 341 滑川町	4	4	2											滑川町地域防災計画 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。	17	1	5.9	
11 342 川島町	4	2	3												18	3	16.7	
11 343 小川町	4	4	1	1											7	2	28.6	
11 346 川島町	4	4	3												18	1	5.6	
11 347 吉見町	4	4	1			3									19	3	15.8	
11 348 鳩山町	4	4	3												17	0	0.0	
11 349 ときがわ町	4	4	3												15	1	6.7	
11 361 横瀬町	4	4	2											横瀬町地域防災計画 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。	12	2	16.7	

都 道 府 市 市 区 区	市 区 町 村	市 区 町 村	市 区 町 村	議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況	研修の実施状況									
問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14			
議員が利用する保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等が議会に設置または提供されているか。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該議員に於ける内閣府又は各都道府県が実施するハラスマント防止に関するもの以外を行っていますか。	男女共同参画に関する議論会において、通常は旧姓の使用を認めていますか。	政治分野の男女共同参画の実施について、内閣府又は各都道府県が実施するハラスマント防止に関するもの以外を行っていますか。	同様に選択した場合	同様に選択した場合	同様に選択した場合	同様に選択した場合	内閣府又は各都道府県の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況			
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されていない。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 規ハラスメント規則に関する議員向け 2. 相談窓口メモを設置している議員向け 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、取り組む予定ある。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定ある。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が現行上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていらない。 3. その他(不明等)	1. 本節員数 ※本部長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	問15			
11 362 岩野町	4	4	3			3	2	4		1	皆野町地域防災計画	13	2	15.4		
11 363 長瀬町	4	4	3			3	3	4		2		13	4	30.8		
11 365 小鹿野町	4	4	3			2	3	2		2		24	2	8.3		
11 369 東秩父村	4	4	3			3	3	4		2		8	1	12.5		
11 381 美里町	4	4	2			1	3	2		2		16	3	18.8		
11 383 神川町	4	4	3			2	3	2		2		119	47	39.5		
11 385 上里町	4	4	1		上里町議会議員政治倫理条例	3	3	4		1	上里町地域防災計画	11	1	9.1		
11 408 寄居町	4	4	1		寄居町議会ハラスマント防止条例	(目的) この条例は、寄居町議会議員(以下「議員」という。)間のハラスマント及び議員から寄居町職員(以下「職員」という。)に対するハラスマントを防止するため必要な事項を定め、議員及び議員の個人としての尊厳が尊重され、良好な職務環境を確保することで町政の効率的運用に寄与し、もって公正性、公平性、透明性及び信頼性を重視する議会運営の実現に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「ハラスマント」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) 言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為 (2) 社会的又は性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 (3) 職位、地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 (4) 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為	1	2	3	4		1	寄居町地域防災計画	68	17	25.0
				(議員の責務) 第3条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、ハラスマントが個人の尊嚴を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスマントの防止に努めなければならない。 2. 議員は、当該議員によるハラスマントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、責任を明確にするよう努めなければならない。 3. 議員は、他の議員の行為がハラスマントに該当するおそれがあると認められる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し、懇意に構へべき旨を指摘し、速やかに遭遇した事態について議長に報告しなければならない。 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスマントの防止に努めるとともに、議員によるハラスマントの申出又は相談を受けた場合は、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならぬ。 (議長業務の代行) 第5条 議長が議員の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。 (研修等) 第6条 議長は、ハラスマントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第7条 議長は、議員若しくは職員からハラスマントに関する申出又は相談があったときは、必要に応じて申出者、相談者又は当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行い、今後のハラスマントの防止策を講ずるものとする。 (外部の有識者からの意見聴取) 第8条 議長は、議員によるハラスマントに関する申出又は相談について、公正かつ適正に対応するために必要と認めることは、外部の有識者からなる第三者から意見を聽取することができる。 (公表等) 第9条 議長は、第7条の規定により議員によるハラスマントが確認されたときは、議会運営委員会の意見を聴き、当該ハラスマントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。 (被害者のプライバシーの保護等) 第10条 議員は、ハラスマントの被害者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスマントに際し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (その他) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。												

都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 村 ド ド 名	問12-8 職場におけるハラスメントの防止に関する取組みが議会に設置または提供されているか。	問12-9 議会に設置される取組みが議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会に設置される取組みが議会に設置または提供されているか。	問12-11 問12-10で1を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該議員に於ける内閣府又は都道府県が実施したハラスメント防止研修修了証を記入してください。	問12-15 男女共同参画に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-16 内閣府又は都道府県が実施したハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-17 内閣府又は都道府県が実施したハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-18 政治分野の男女共同参画に関する議員向け研修を行っていますか。	問13 問13で1を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	問13-1 男女共同参画に関する議員向け研修を行っているか。	問14 本節員数 ※本部長を含む (人) うち女性 (人) 女性比率 (%)	災害対策本部への女性の配置状況	研修の実施状況													
11 442 宮代町	2	2	1	1	宮代町議会ハラスメント根絶条例・宮代町議会ハラスメント根絶条例施行規程 ○宮代町職員のハラスメントの防止に関する要綱 令和5年3月31日 訓令第5号 (目的) 第一条 この訓令は、職場におけるハラスメント行為の防止に関する重要な事項を定めることにより、職員の利益の保護及び公務能率の向上に図ることに、働きやすい良好な職場環境づくりを促進すること目的とする。 (定義) この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に掲げる一般職の職員をいう。 (2) 職場 職員が職務を遂行する場所をいり、出席先その他の職員が通常執務する場所以外の場所で実質的に職務の実績線上にあるものとされるものとする。 (3) ハラスメント 1号から7号までに掲げるものの総称をいう。 (4) セクユアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場における性的な言動をいふ。 (5) ハラスメント 騒音による儀式的關係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える影響であるが、職員に精神的苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を著しく悪化するものとする。 (6) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産等に関する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する程度若しくは位置の利害に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることをいふ。 (7) 他の人のハラスメント 第3号のほか、人格と尊嚴を不当に傷つける言動により他の職員に対し不利益や苦痛を与え、当該職員の勤務環境を悪化せることをいふ。 (相談窓口) 第2条 所属長は、職員がその能力を十分發揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めることとし、ハラスメントに起因する問題が生じたときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならぬ。 (職員の責務) 第3条 職員は、ハラスメントが個人の尊嚴や名誉を不当に傷つけ、労動意欲の低下や職場環境の悪化を招き、行政の円滑な運営を阻害するのであることを自覚し、職員がそれぞれの人格を尊重し、業務を遂行するよう努めなければならない。 (相談窓口) 第4条 相談窓口からの相談及び苦情について「相談等」という。を受け付けるため、ハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という)を総務課に設置する。 相談窓口では、ハラスメントによる直接の被害を受けた職員からだけでなく、他の職員から相談等が寄せられた場合においても、これを受け付けるものとする。 相談窓口では、ハラスメントを未然に防止する観点から、ハラスメントが未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当する判断が難しい事案についても、相談等として受け付けるものとする。 セクユアル・ハラスメントによる相談等を受け付ける場合は、原則として2人以上の職員で対応するものとする。この場合において、相談者の意向があるときは、これを考慮し、対応するものとする。 (相談員の認定) 第5条 相談等の処理を迅速かつ適切に行うため、相談窓口に相談等を受ける職員(以下「相談員」という)を置く。 2 相談員には、総務課の職員をもってこれに充てる。 3 相談員は、相談等に対応し、事実関係の確認を行い、その内容をハラスメント相談等記録票(別記様式)に記録をとるものとする。 (相談等への対応) 第6条 相談等を受けた相談員は、速やかに、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 相談等を受けた場合の経過を総務課に報告する。 (2) 事実関係の調査及び確認他の相談員と連絡して行うこと。 (3) 事案の内容又は状況から応じて対策を講ずる必要があると認める場合若しくは当事者の要請がある場合は、次条第1項に規定する宮代町ハラスメント相談等処理委員会(以下「委員会」という)にその処理を依頼すること。 2 職員は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合は、相談員が実施する前項第2号の事実関係の調査及び認定に協力しなければならない。 (相談等処理委員会の設置) 第7条 ハラスメントに関する相談等に對し、適切かつ公正な処理をするため、委員会を置く。 2 委員会は、前項第1号の規定に依頼された事案について、関係者から聞き取り等をすることにより、同項第2号の対策等に依頼するものとする。 3 委員会は、内部監査のための監査を行う。 4 委員会は、総務課長の職にある者をしてこれに充てる。 5 委員会は、総務課長の職にある者及び管理又は監督の地位にある職員のうちから副町長が指名する者をもってこれに充てる。 6 副町長は、前項の規定により委員会の指名をするときは、当該事案に対する処理を実施するにあたり適切であると認める職員を指名するものとする。 7 委員会は、必要があると認めるときは、委員会外の者を會議に出席させ、説明又は意見を聽くことができる。 8 委員会は、検証の結果、ハラスメントの事実が確認されたときは、直ちに、その結果を町長に報告しなければならない。 (委員会の業務) 第8条 委員会の庶務は、総務課において處理する。 (対応措置) 第9条 町長は、第8条第8号の規定による報告を受けたときは、当事者及びその所属長に対し、戒諭処分を含む必要かつ適切な措置を講ずるものとする。 (プライバシーの保護) 第10条 ハラスメントに関する相談等に開示した職員は、当事者及び関係者のプライバシーの保護に努め、当該当事者及び関係者が不利益な扱いを受けることがないようにしなければならない。 (その他) 第11条 この訓令に定めるものほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。	1	3	3	4	1	3	3	4	1	3	3	4	1	3	3	4	1	3	3	4	1	3	3	4
11 464 杉戸町	4	4	3																										
11 465 松伏町	4	4	2																										